

## 「愛知県感染防止対策協力金（特例受付分）」

### よくある質問（2021年9月8日版）

#### 1. 特例受付の概要

##### 1-1. 誰が特例受付の対象ですか。

→県の営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者のうち、既に申請期間が終了した以下の3つの協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

	協力金名	申請期間	対象施設	対象エリア
IV	愛知県感染防止対策 協力金 (2/8～3/21 実施分)	2021年3月22日～ 2021年4月23日	飲食店等	愛知県全域
V	愛知県感染防止対策 協力金 (3/22～4/19 実施分)	2021年5月6日～ 2021年6月14日	酒類を提供する 飲食店等	名古屋市内
VI	愛知県感染防止対策 協力金 (4/20～5/31 実施分)	2021年6月7日～ 2021年7月31日	飲食店等 カラオケボックス等	愛知県全域

※ 過去に申請をしたことがある方は、交付・不交付にかかわらず、その期間の協力金について、申請することができません。

※ 2021年2月7日以前及び2021年6月1日以降実施分の協力金は、今回の特例受付の対象外です。

##### 1-2. 「IV 2/8～3/21 実施分」は申請期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、申請期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか。

→過去に申請した事実があるため、協力金の交付・不交付に関わらず、「IV 2/8～3/21 実施分」の協力金については、今回申請できません。一方、申請を行っていない「V 3/22～4/19 実施分」及び「VI 4/20～5/31 実施分」については、申請が可能です。

##### 1-3. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

##### 1-4. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請にご協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的な営業時間の短縮については交付対象外です。

1-5. 「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/26 実施分）」と今回の特例受付に伴う協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/26 実施分）」とまとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。なお、「愛知県感染防止対策協力金（7/12～8/7 実施分）」の申請受付は、9月30日（木）に、「愛知県感染防止対策協力金（8/8～8/26 実施分）」の申請受付は、10月22日（金）にそれぞれ終了します。

1-6. 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、別々に申請する必要がありますか。

→郵送の場合は、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。なお、4/20～5/31 実施分の協力金については、電子申請にて郵送分と分けて申請ができます。

1-7. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。

→申請期間は9月15日（水）から10月15日（金）（当日消印有効）までです。申請期限を過ぎた申請は、受け付けることができません。

1-8. 申請書はどこで入手できますか。

→県のウェブサイト等からダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手してください。「2/8～3/21 実施分」は桃色、「3/22～4/19 実施分」は水色、「4/20～5/31 実施分（営業時間短縮要請枠）」は紫色、「4/20～5/31 実施分（カラオケ設備利用自粛要請枠）」は茶色のリーフレットです。お間違いの無いようご注意ください。なお、協力金のリーフレットは、前回受付時のものから変更はありません。

1-9. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。

→新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送としています。

※4/20～5/31 実施分の協力金については、電子申請も利用できます。

1-10. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-11. どのような申請方法がありますか。

→以下、3種類の申請方法があります。

※2/8～3/21 実施分及び 3/22～4/19 実施分の協力金については②、③のみ利用できます。

①電子申請（4/20～5/31 実施分のみ）

申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

②WEB申請書作成/郵送申請

申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

③手書き/郵送申請

申請書様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

1-12. 申請の際は、具体的にどの書類を提出すればよいですか。

→申請の際は、以下の【提出書類一覧表】の書類を提出していただきます。なお、一部提出の省略ができる書類がございますので、各協力金のパンフレット等をご確認ください。

【提出書類一覧表】

提出書類一覧		IV 2/8～ 3/21 実施分	V 3/22～ 4/19 実施分	VI 4/20～ 5/31 実施分 (時短)	VI 4/20～ 5/31 実施分 (カラオケ)
①申請書	・ 交付申請書兼請求書	●	●	●	●
	・ 交付申請書兼請求書 別紙 (対象となる店舗が1店舗の場合は不要)	○	○	○	○
	・ 店舗別申請額計算書	—	—	●	○
②誓約書	・ 誓約書	●	●	●	●
③営業活動を行っている ことが分かる書類	・ 飲食店営業許可書(証)または 喫茶店営業許可書(証)の写し (3/22～4/19実施分については飲食店営業許可書(証)のみ可)	省略可※	省略可※	省略可※	○
	・ 店舗の内観・外観の写真	—	—	●	●
④休業・営業時間 短縮等の状況が 分かる書類	・ 営業時間短縮（休業を含む）を周知していることがわかる資料	●	●	●	●
	・ 酒類の提供の自粛を周知していることがわかる資料	—	—	○	○
	・ カラオケ設備の提供の自粛を周知していることがわかる資料	—	—	○	—
	・ 従前の営業時間が書かれたホームページ画面の写し、 または看板やチラシの写真	—	—	—	●
⑤総売上高・店舗別 飲食事業売上高が 分かる書類	・ 確定申告書の写し	省略可※	省略可※	●	●
	・ 売上帳等の帳簿の写し	—	—	○	○
⑥本人確認書類	・ 代表者の運転免許証、健康保険証（住所の記載があるもの） またはマイナンバーカード（表面）の写し	省略可※	省略可※	省略可※	●
⑦振込先口座が 分かる書類	・ 申請書に記入した口座の通帳の写し	省略可※	省略可※	省略可※	●

●：必要書類、○：対象であれば提出が必要、—：不要

省略可※：以前に県の協力金（下記参照）の申請をしている方で、その協力金の申請の際に提出した書類と記載内容が同一の場合、省略可

【IV 2/8～3/21 実施分を提出する場合】

協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分）

【V 3/22～4/19 実施分を提出する場合】

協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分、2/8～3/21 実施分）

【VI 4/20～5/31 実施分「営業時間短縮要請枠」を提出する場合】

協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分、2/8～3/21 実施分、3/22～4/19 実施分）

### 1-13. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

## 2. 事業主体について

### 2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象となります。

### 2-2. 対象エリアに店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

### 2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→休業・時短要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において休業又は営業時間短縮に協力した日数となります。

### 2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→重複申請防止のために、委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか相談の上、申請してください。

## 3. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

### 3-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいで差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

### 3-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について（PRステッ

カー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

3-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

3-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

#### 4. チャットボット及び申請サポート窓口について

4-1. これまでの協力金で用意されていたチャットボットや申請サポートサイト窓口は利用できますか。

→特例申請ではチャットボットや申請サポートサイト窓口は用意しておりません。予め御了承ください。